

平成 27 年 3 月 11 日
公益社団法人 日本医師会

BSL4 施設の早期稼働を求める声明

昨年来西アフリカで流行が続いているエボラ出血熱のように、近年は従来特定の地域で流行していた感染症が、他の国や地域にも拡がる例が散見される。

このような状況に鑑みれば、わが国においても、常に新興・再興感染症の発生、流行に備えた危機管理体制を確立する必要性は言を俟たない。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)においては、エボラ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱等の病原体を「一種病原体等」と規定している。

これら一種病原体を取扱うためには、病原体を封じ込める機能を有し、高度な安全管理のもとに遺伝子レベルの解析や実験を行える高度安全試験検査施設 (BSL4 施設) が必要であるが、未だわが国では稼働していないのが実情である。

BSL4 施設は海外でも整備が進められ、全世界で 40 か所程度稼働しているが、主要先進 8 か国 (G8) のなかでは、わが国のみが施設を利用できない状況となっている。このことは、国際レベルの感染症対策を推進するための大きな障害となり、わが国の感染症研究が世界に遅れをとることが危惧される。

BSL4 施設の稼働は、新たな治療法や予防ワクチンの開発等に係る研究や、研究者の育成等にも不可欠であるとともに、感染症から国民の生命、健康を守ることに大きく寄与することが期待される。

政府は、感染症法の一部改正に係る参議院厚生労働委員会 (平成 26 年 11 月 6 日) の附帯決議を重く受け止め、十分かつ丁寧な説明により地域住民および当該自治体の理解を醸成し、早期の BSL4 施設稼働に向けて最大限の努力をすべきである。

BSL4施設に関する日本医師会の見解

JAPAN MEDICAL ASSOCIATION



BSL-4施設で取り扱う病原体

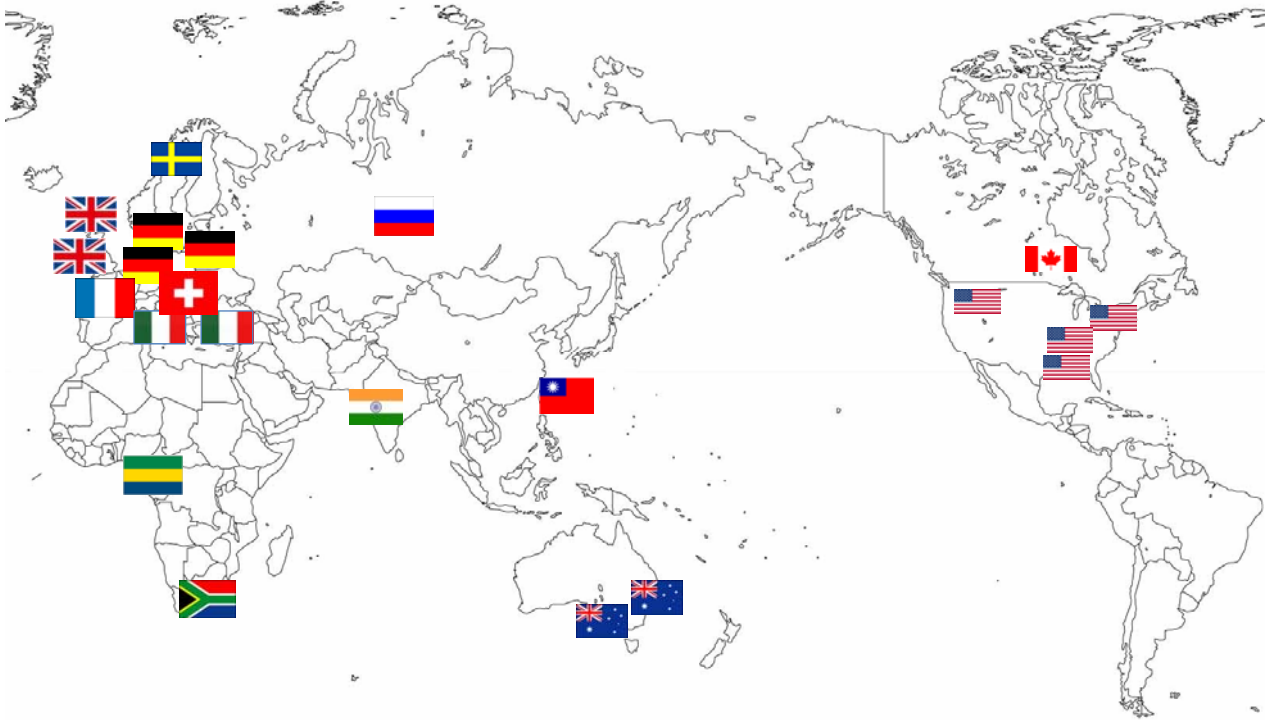
病原体等の名称と疾患名称の対照表

対象病原体等	病原体等の名称	参 考			
		疾患の名称	疾病分類	BSL	
一種病原体等	アレナウイルス属	ガナリトウイルス	南米出血熱	1	4
		サビアウイルス			
		チャパレウイルス			
		フニンウイルス			
	アレナウイルス属	マチュポウイルス	ラッサ熱	1	4
		ラッサウイルス			
	エボラウイルス属	アイボリーコーストエボラウイルス	エボラ出血熱	1	4
		ザイルウイルス			
		ブンディブギョエボラウイルス			
		スーダンエボラウイルス			
レストンエボラウイルス					
オルソボックスウイルス属	パリオラウイルス(別名痘そうウイルス)	痘そう	1	4	
ナイロウイルス属	クリミア・コンゴヘモラジックフィーバーウイルス(別名クリミア・コンゴ出血熱ウイルス)	クリミア・コンゴ出血熱	1	4	
マールブルグウイルス属	レイクピクトリアマールブルグウイルス	マールブルグ病	1	4	

(厚生労働省HPより)



世界の主な稼働中のBSL4施設



日本学術会議提言「我が国のバイオセーフティレベル4施設の必要性について」(2014年3月)から作成



BSL4施設の早期稼働を求める声明

平成27年3月11日
公益社団法人 日本医師会

昨年来西アフリカで流行が続いているエボラ出血熱のように、近年は従来特定の地域で流行していた感染症が、他の国や地域にも拡がる例が散見される。

このような状況に鑑みれば、わが国においても、常に新興・再興感染症の発生、流行に備えた危機管理体制を確立する必要性は言を俟たない。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)においては、エボラ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱等の病原体を「一種病原体等」と規定している。

これら一種病原体を取扱うためには、病原体を封じ込める機能を有し、高度な安全管理のもとに遺伝子レベルの解析や実験を行える高度安全試験検査施設(BSL4施設)が必要であるが、未だわが国では稼働していないのが実情である。

BSL4施設は海外でも整備が進められ、全世界で40か所程度稼働しているが、主要先進8か国(G8)のなかでは、わが国のみが施設を利用できない状況となっている。このことは、国際レベルの感染症対策を推進するための大きな障害となり、わが国の感染症研究が世界に遅れをとることが危惧される。

BSL4施設の稼働は、新たな治療法や予防ワクチンの開発等に係る研究や、研究者の育成等にも不可欠であるとともに、感染症から国民の生命、健康を守ることに大きく寄与することが期待される。

政府は、感染症法の一部改正に係る参議院厚生労働委員会(平成26年11月6日)の附帯決議を重く受け止め、十分かつ丁寧な説明により地域住民および当該自治体の理解を醸成し、早期のBSL4施設稼働に向けて最大限の努力をすべきである。



政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、感染症の患者等に対する検体採取等の勧告及び措置の実施に当たっては、患者等に対する差別や偏見につながらないよう十分に配慮すること。また、感染症の検体に係る個人情報の管理に当たっては、個人のプライバシー保護の観点から、地方自治体、医療機関等に対し、管理システムの維持、取扱基準の遵守の徹底等が厳格に行われるよう必要な支援を行うこと。

二、エボラウイルスを始めとする一種病原体等を取り扱うBSL4施設を指定し稼働させることは、ウイルス変異の確定、治療薬やワクチンの研究開発等に不可欠であり、また国内における研究者の育成にも資することから、地域住民及び関係自治体の理解を得る努力を進め、政府を挙げて指定・稼働に向けた環境整備を速やかに実施すること。

三、原則として各都道府県に一つ指定される第一種感染症指定医療機関がまだ九つの県において指定されていない状況に鑑み、都道府県における感染症指定医療機関の確保を支援し、感染症患者等が必要とする医療提供体制を全国的に整備すること。

四、地方衛生研究所が果たす役割の重要性に鑑み、地方衛生研究所について、感染症対策における位置付けを明確化し、国立感染症研究所との連携が強化されるよう配慮すること。

五、二類感染症である鳥インフルエンザの範囲について、政令で血清亜型を定めることにより特定することとしたことを踏まえ、政令に規定する感染症の重篤性及び感染力等を適切に勘案するとともに、後にその評価に変更が生じた場合には、速やかにその類型について見直しの検討を開始すること。

六、エボラ出血熱等の海外における発生の状況を踏まえ、これらの感染症が国内において発生した場合に迅速かつ適切に対処することができるよう、関係機関に対し対応策の周知徹底を図るとともに、学校保健及び産業保健領域を含むあらゆる医療従事者等が研修やシミュレーションを重ねることができるよう必要な支援を行うなど、備えに万全を期すこと。特に、感染症患者等の感染症指定医療機関への搬送については、緊急時における現場の混乱回避のための事前の詳細な実施手順の作成等、その体制整備が図られるよう、必要な支援を行うこと。

七、国民に対して、日頃より、健康に重大な影響を及ぼす感染症に関する正確で分かりやすい情報をインターネット等を通じて随時広く提供したり、医療機関、介護施設、学校等での周知を図るなど、迅速かつ積極的な広報を行い、感染症に対する国民の理解を促すとともに不安の軽減に努めること。

八、国境のボーダーレス化により輸入感染症の拡大が懸念される現状に鑑み、あらゆる感染症の予防・診断・治療に当たることができる専門家を育成するため、海外研修制度の充実等の必要な措置を講ずること。

九、地球規模化する感染症問題への対応に当たっては、WHO及び諸外国の関係機関との連携を更に強化し、最新の情報の入手・分析体制を充実させるとともに、都道府県、保健所、検疫所、入国管理局等の関係各機関相互の情報ネットワークを強化すること。

右決議する。



感染症危機管理対策

・エボラ出血熱

ホームページ、FAX等による情報提供、資料提供
国内発生に備えた医療体制等に関して国と協議

西アフリカへの渡航歴はありませんか？

ギニア、シエラレオネに、
過去1か月以内に渡航された方は、
必ずお申し出ください。

西アフリカでのエボラ出血熱の発生が続いています

皆様のご協力をお願いします

西アフリカでのエボラ出血熱の発生が続いています

西アフリカへの渡航歴
はありませんか？

ギニア、シエラレオネに
過去1か月以内に
渡航された方は、
必ずお申し出ください

皆様のご協力をお願いします

厚生労働省 日本医師会

エボラ出血熱。

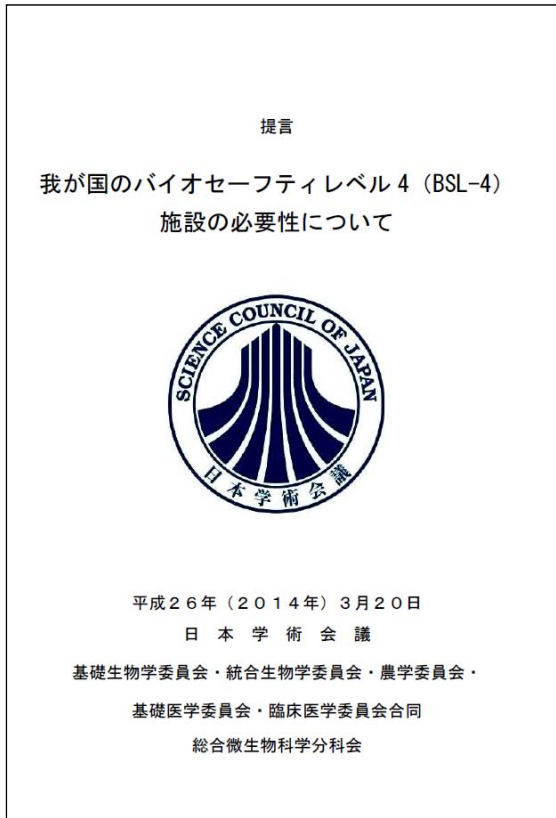
西アフリカへの渡航歴はありませんか？

AFRICA

西アフリカで
エボラ出血熱の
発生が続いています！
過去1か月以内に
●ギニア
●シエラレオネ
の滞在歴があり、発熱した場合は、
医療機関を受診せず、
最寄りの保健所にご連絡下さい。

❗ 阻止しよう エボラ出血熱感染





提言の内容

- (1) 重篤な感染症の対策上、病原体分離に基づく検査を行い得るBSL-4施設が必要である。
- (2) 重篤な感染症に対する対策および国際貢献の観点から、病原体検査に加え、病原体解析、動物実験、治療法・ワクチン開発等の研究が可能な最新の設備を備えたBSL-4施設の新設が必要である。
- (3) 新施設の建設には、大学等の研究機関がある等、科学的基盤が整備されている場所が望まれる。また、地震等自然災害による使用不能事態に備えてできれば複数の地域に建設することが望ましい。
- (4) 新施設の建設に当たっては、地元自治体、地域住民とのコミュニケーションを準備段階からとり、十分な合意と理解と信頼を得つつ進める必要がある。
- (5) 新施設は国が管理・運営に責任を持ち、また、国の共同利用施設としての組織運営がなされるべきである。

